

「福岡コロナ特別警報」の解除について

I 福岡コロナ特別警報の解除

- 本県では、7月22日に「福岡コロナ特別警報」を発動し、県民及び事業者の皆様に対し、より一層の感染防止対策の徹底と、医療を守るためのご協力をお願いするとともに、高齢者など重症化リスクの高い方の命と健康を守るため、医療提供体制や検査体制の充実・強化に取り組んできた。
- 入院患者を受け入れる病床の確保に努め、特別警報発動後、新たに343床を増床し、確保病床は2024床となった。
- 発熱外来のひっ迫を回避し、高齢者や基礎疾患をお持ちの方など重症化リスクの高い方の診療・検査の機会を確保するため、「キット配付・陽性者登録センター」を開設し、重症化リスクの低い65歳未満の有症状者等に対し、抗原定性検査キットの配付を開始し、これまでに約25万キットを配布した。
- また、他地域との往来も活発となるお盆を控え、8月中の休日等における診療・検査体制の強化を図るため、休日等の診療・検査を新たに行う医療機関の対する協力金の支給を実施し、新たに211か所の医療機関からの協力を得た。ご協力いただいた医療機関の皆様にご心から感謝申し上げます。
- こうした取組や県民・事業者の皆様のご協力により、本県の感染状況や病床の使用状況等は改善している。
- 現在の感染状況や医療への負荷の状況について、「福岡コロナ特別警報」の指標等で見ると、
 - ・ 新規陽性者数の7日移動平均は、8月下旬以降、減少傾向が継続
 - ・ 病床使用率は、解除の目安である50%を下回っている
(9月11日:46.6%)
 - ・ 重症病床使用率は、低い水準で推移している
(9月11日:5.9%)
 - ・ 重症者数と中等症者数の合計は、減少している
(8月21日:515人→9月11日:286人)といった状況である。

このため、現在発動中の「福岡コロナ特別警報」については、専門家の意見や市町村との協議を踏まえ、総合的に判断し、本日9月13日を

もって解除し、明日14日から「福岡コロナ警報」に移行する。
なお、特別警報解除に伴い、BA.5対策強化地域への位置付けも終了する。

II 今後の対応

① 県の取組

- 「福岡コロナ警報」への移行後も、医療のひっ迫を回避しながら、重症化リスクの高い方をはじめ、県民の皆様のかげがえのない命と健康を守り抜いていくため、医療提供体制・検査体制の充実強化に努めてまいります。
- また、9月26日から全国一律で始まる陽性者の届出見直しについても、発生届の対象外となる方が、これまでどおり必要なときに相談でき、適切な医療支援や生活支援を受けられるよう、体制の準備を進めてまいります。

② 県民への要請

特別警報解除後も、「福岡コロナ警報」は発動中であり、一人一人が基本的な感染防止対策を徹底することが重要である。このため、特に以下の内容について協力を要請する。

○ 感染防止対策の徹底

- ・ ワクチン接種した方も含め、マスクの正しい着用、手指の消毒、三密の回避、換気など、基本的感染防止対策を徹底。エアロゾル感染を防ぐためにも、特に、換気を徹底
- ・ 会食や会合など、人が集まる場所に参加する場合は、人との距離を確保し、大声など感染リスクが高まる行動を自粛。外食の際には、県の第三者認証を受けた「感染防止認証店」をはじめ、業種別ガイドラインを遵守している飲食店を利用
- ・ 発熱や倦怠感など、少しでも体調が悪ければ外出を控える
- ・ 発熱などの症状はなくても、感染不安を感じる方は、無料検査を活用
- ・ 高齢者等と接する方は、マスク着用・こまめな換気など、感染防止対策を徹底し、高齢者等を守る行動を実践
- ・ ワクチン接種について、高齢者等の方は、早めの4回目接種を検討
- ・ 若い世代の3回目接種率は低い水準にとどまっており、接種がまだお済みでない方々は、早めの接種を検討

○ 医療を守るための協力

- ・ 重症化リスクの低い方で、発熱、咳など症状がある場合、医療機関の受診に代えて、県が配付している抗原定性検査キット等を活用し、検

査を行い、陽性の場合は陽性者登録センターに登録

- ・ 軽度の発熱や咳、喉の痛みといった症状の方も含め、夜間、休日の受診者が、検査・診察までに長時間の待機を要することがあり、小児の方、高齢者の方、基礎疾患を有する方の診療が困難な状況が続いている。受診が可能な方は、平日日中にお近くの診療・検査医療機関を受診していただきたい

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jushin.html#c>)

- ・ コロナが疑われる方で119番通報を悩む場合は、通報の前に、まずは24時間対応の「受診・相談センター」に相談

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jushin.html#d>)

- ・ ご自身が陽性者になり、自宅療養する場合に備え、日頃から解熱剤や食料、日用品などを備蓄
- ・ 自宅療養中に症状が悪化した場合には、平日日中は保健所に、休日・夜間は専用ダイヤルに、まずは連絡
また、保健所からSMS（ショートメッセージサービス）により、療養上の留意事項の連絡等が届いた場合、必ずメッセージを確認

③ 事業者への要請

- ・ 従業員に対し、自宅等で療養を行う際の医療機関の診断書や、療養期間終了後の職場復帰のための検査陰性の証明書等の提出を求めない（療養期間短縮のために従業員が撮影した検査キットの結果の画像の提出等を求めることは差支えない）
- ・ 飲食店を含む事業者の皆様は、改めて業種別ガイドラインの確認及びその遵守。特にエアロゾル感染を防ぐため、エアコンの使用時は定期的に窓を開けるなど、換気を徹底
- ・ 祭り、コンサート等のイベントの主催者は、規模・内容により、「感染防止安全計画」または「感染防止策チェックリスト」を作成。換気の徹底や来場者の密集回避などの感染防止対策を着実に実行